

令和7年度
第5回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年8月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年8月18日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年8月25日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年8月25日 13時30分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年8月25日 13時54分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 18名 欠 席 1名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	▲
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 5 番	齊 藤 由希子	議席番号 6 番	古 川 美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号15番三浦隆委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上1名の欠席となっており、出席委員数は19名中18名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号5番齊藤由希子委員と議席番号6番古川美枝子委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第5回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第5回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年8月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 5 回総会について

以上、2 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、9 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度関係行政機関等（市）に対する意見について

先日、委員 1 名より意見案の提出があり、農業委員会としての対応について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりました。

後ほど行う協議事項で、提案された委員から今回の意見案を提出するに至った経緯と、考えを説明していただくとしております。

また、その後に、提案された意見案の取り扱いについて協議を行います。

次のページの左上、3 項目め。委員合同会議・研修会の日程変更について

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通り、本日の総会等の開催となったものです。

また、今後の総会等の開催日時も記載した通りとなりますので、確認をお願いします。

次のページの左上、4 項目め。令和 7 年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

松村委員長代理より 1 件の質問が出され、運営委員会の間で情報交換が行われました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 5 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 8 月 25 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の 8 ページをご覧ください。

令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 8 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

まる 1 番からまる 2 番までは先月の総会内容、まる 3 番は 4 月の総会内容となります。まる 4 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる 5 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 8 月 19 日の火曜日でございます、7 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 9 番委員元木昭彦委員、農業委員の 11 番委員竹田和夫委員、推進委員の西根南地区の 3 番委員高橋秀美委員、推進委員の西根北地区の 2 番委員遠藤光広委員、推進委員の安代地区の 2 番委員立花忠彦委員の 5 名でございます。

また、事務局からは高橋事務局長と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる 6 番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和 7 年 7 月 16 日から令和 7 年 8 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 2 件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 5 件です。

関係資料 1 ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1：大更第 18 地割 118、畑、2,579 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 2 : 田頭第 34 地割 104-1、田、2,402 m²含む 3 筆 4,760 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号 3 : 松尾第 3 地割 329、田、2,237 m²を含む 9 筆 15,453 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利取得後は水稻及び山菜を作付予定です。

申請番号 4 : 松尾寄木第 15 地割 502、田、3,415 m²を含む 2 筆 7,202 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 5 : 松尾寄木第 15 地割 496、田、2,626 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人の知人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の 3 ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員高橋秀美委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（高橋秀美委員）

推進委員の高橋秀美です。

申請番号 1 番ですが、位置は、大更小学校から北東へ約 900m の地点です。

現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から北西へ約 1.3 k m の地点です。

現況は、保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、JR 松尾八幡平駅を中心に約 1 k m 以内に点在しています。

現況は、保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、岩手山サービスエリアから北西へ約 700m の地点です。

現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、岩手山サービスエリアから北西へ約 900m の地点です。

現況は、水稻が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8 番委員（熊澤委員）

議長。

議長（三浦会長）

熊澤さん。

8 番委員（熊澤委員）

8 番の熊澤です。

3 ページの所で、申請番号 2 と 3 の賃借料の所が 2 と 3 に跨ってる様な感じなんですけど、どこで切ればいいのか教えてください。

事務局（恩賀主任）

ご指摘がありましたとおり、3 ページ目は誤りがありました。

申請番号の 2 は合計が 3 筆ですので田頭の 3 筆がこちらの金額になります。

以上です。

18 番委員（松村委員）

3 筆で 100 万。

事務局（恩賀主任）

3 筆で 100 万です。

18 番委員（松村委員）

3 番は 9 筆で 20 万。

事務局（恩賀主任）

そのとおりです。

議長（三浦会長）

そのとおりだそうです。

議長（三浦会長）

いいですか。

8 番委員（熊澤委員）

はい、分かりました。

議長（三浦会長）

あと他にありませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

無い様なので、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：小柳田 357-1、田、1,068 m²を含む2筆 1,657 m²です。

現況は、原野化及び宅地化しています。

申請地は、平成7年ころから事務所用地として貸し付けていることから、借人が必要な手続きしているものと思い込んでおり、また、その隣接地も貸し付けていると思い込んでいたことから放置していたということです。

申請番号2：姥子石 187-1、畑、442 m²です。

現況は、山林化しています。

申請地は、相続する前に、当時の所有者が植林してしまい、昭和60年ころから現在の状態となり、放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員高橋秀美委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（高橋秀美委員）

申請番号 1 番ですが、位置は安代インターチェンジから東へ約 200m の地点です。

現況は、原野化及び宅地化しておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は J R 田山駅から南東へ約 1.2km の地点です。

現況は、山林化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 2 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページから 12 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 4 件、使用貸借権設定 8 件の合計 12 件です。

申請のうち賃貸借権設定 1 件、使用貸借権設定 3 件は更新で、その他 8 件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～3 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 4 番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 5 番～6 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 7 番～9 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 10 番～11 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 12 番は安代地区に係る申請です。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 4 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 10 番阿部正光委員の退席を求めます。

（10 番 阿部正光 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 4 番の案件の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 4 番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号４番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号10番阿部正光委員の着席を求めます。

（10 番 阿部正光 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号４番を除く議案第３号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号４番を除く議案第３号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号４番を除く議案第３号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

６ 閉会（１３時５４分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和７年度第５回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月24日

会 長 _____

5 番委員 _____

6 番委員 _____

令和 7 年度

第 5 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 5 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会